

愛知県 中小企業応援 障害者雇用奨励金

支給要件が
緩和
されました!

のご案内

奨励金の概要

障害者の雇用の経験のない中小企業（障害者の雇用義務制度の対象となる労働者数45.5～300人の中小企業）の事業主が、雇用率算定の対象となる障害者を初めて雇った場合（過去3年間に対象労働者の雇用実績がない場合も含む。）に奨励金を支給する愛知県の制度です。

支給額

1 事業主あたり **60万円**（対象労働者が短時間労働者の場合は **30万円**）
（注）短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者をいいます。

主な支給要件

※この他にも要件があります。

- ・障害者の雇用義務制度の対象となる常用労働者数**45.5人以上300人以下**の中小企業等であること
- ・県内に企業の主たる事業所を有する事業主（障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に基づく障害者雇用状況報告書を県内の公共職業安定所に提出している、又は提出予定である事業主）
- ・対象労働者を雇用保険一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが確実であると認められること

※ハローワークの紹介による雇い入れ以外も支給対象となりました

（平成30年3月31日までの雇い入れの場合を除く。）

- ・対象労働者を初めて雇用する日の前日までの過去3年間に障害者の雇用実績がないこと

注意 以下の場合は対象外となります。

- ・国の「特定求職者雇用開発助成金」（障害者初回雇用コース）の支給対象である場合
- ・就労継続支援A型の事業を実施している事業主である場合 等

対象労働者

次の①～③のいずれかの障害者で雇い入れ日現在において満65歳未満である障害者

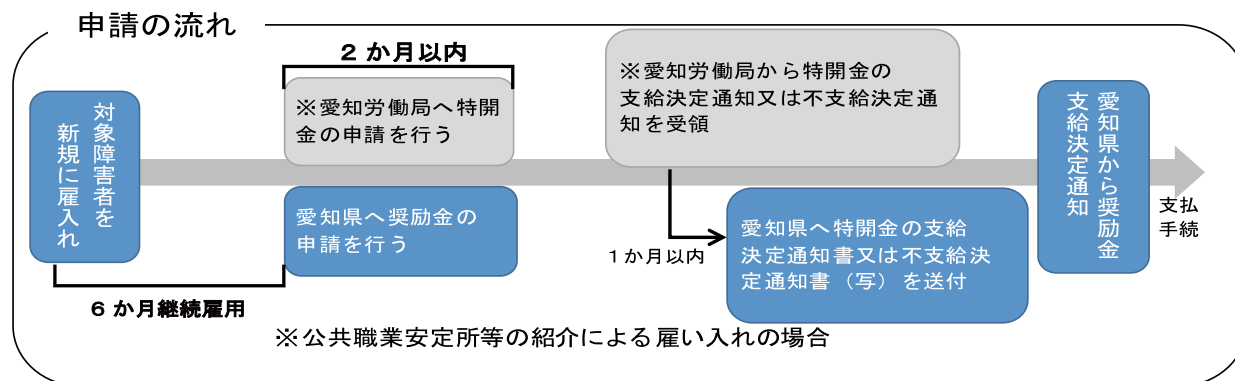
- ①身体障害者
- ②知的障害者（療育手帳の交付を受けている者又は児童相談所等による判定を受けている者に限る。）
- ③精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）

支給申請手続

奨励金の支給を受けようとする事業主は、対象労働者を雇い入れた日から6か月経過した日の翌日から2か月以内に必要な書類を添えて愛知県へ支給申請書を提出することが必要です。

※愛知労働局へ特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の申請をされる場合は、愛知県へ奨励金の申請前に、愛知労働局へ当該助成金の申請手続を行ってください。

※申請期限を過ぎての提出は支給対象となりませんのでご注意ください。



申請方法

以下の書類を郵送(簡易書留等記録が残る方法に限る。)又は持参にて提出してください。

【申請書類】

- ①愛知県中小企業応援障害者雇用奨励金支給申請書
 - ②対象労働者が障害者であることが確認できる書類
 - ③対象労働者の雇い入れ時の労働条件が確認できる書類
 - ④対象労働者の雇い入れの日から支給対象期間である6か月分が含まれる出勤簿等の写し
 - ⑤障害者の雇い入れに係る日の前日から起算して過去3年間に障害者の雇用実績がないことが確認できる書類(例:障害者雇用状況報告書の写し等)
 - ⑥雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)写し
 - ⑦対象労働者に係る特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の支給申請書の写し又は申請したことがわかる書類(ハローワーク等の紹介による雇い入れでない場合を除く。)
- ※愛知労働局から支給決定通知書又は不支給決定通知書を受領したときは、支給決定通知書又は不支給決定通知書(いずれも写し)の提出が必要となります。
- ⑧常用労働者数を確認できる書類

提出先・問合せ先

愛知県産業労働部労政局就業促進課 高齢者・障害者雇用対策グループ
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 TEL **052-954-6367** FAX **052-954-6927**

詳細については、愛知県産業労働部労政局就業促進課ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/shugyo/ouen.html>

【平成30年4月現在】

※支給要件等が変更される場合があります。あらかじめ愛知県にご確認ください。

